

死刑執行に強く抗議し、

全ての死刑執行の即時停止と死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める会長声明

2021年12月21日、国内において3名の死刑確定者に対して死刑が執行された。

2019年12月26日に1名の死刑が執行されて以来の執行であり、古川禎久法務大臣が今年の10月4日に就任後、わずか2か月余りでの執行となった。また、日本における死刑執行は、今世紀に入ってから、2011年を除いて毎年行われていたが2019年12月から今回の死刑執行まで2年間なされていなかった。今回の執行により、今世紀において合計94人もの死刑確定者が、国家刑罰権の発動としての死刑執行により生命を奪われていることになる。

今回死刑が執行された人の中には再審を請求していた死刑囚が2名含まれている。再審請求について裁判所の判断を待たずに、法務省が死刑執行をしたことになる。2017年7月13日以降の執行においては再審請求中の者に対する執行が続いているが、特に再審請求中の者に対する死刑の執行は、司法判断を受ける死刑確定者の権利と判断を行う司法の権限をいずれも軽視するものであり、生命剥奪という究極の刑罰である死刑の正当性について、手続保障の観点からとりわけ深刻な問題を提起するものであって看過できない。

また、今回死刑が執行された人の内一人は、責任能力が争点となり、「被告人が妄想性障害に罹患しており、その障害が本件犯行に一定の影響を与えたことは否定し難い」（最高裁判所平成27年5月25日判決）ものの、完全責任能力が認められて、死刑を言い渡されたという経緯があり、責任能力に争いがある事件における死刑適用の在り方や判断基準という問題が内在する。

犯人性の誤判など有罪無罪の判断についての判断の誤りのみならず量刑に関する事実認定や評価の誤りも、死刑事件においては重大である。誤判・えん罪をなくす努力を全力で続けるべきことは言うまでもないが、裁判は人間が行うものである以上、誤判の危険性を完全に排除することは困難である。誤判により処罰されることがあってはならず、とりわけ、生命を奪われることは取り返しがつかない。

これまでの当会会長声明で示したとおり、人権保障の国際的な広がりとともに、世界で死刑を廃止又は停止する国は増加の一途をたどっている。駐日欧州連合(EU)代表部および駐日EU加盟国大使等は前回執行時と同様、今回の死刑執行を受け、世界中で死刑廃止を積極的に追求し続けることや日本政府に対してもモラトリアム(執行停止)を導入するよう再度求めることを内容とする共同声明を発表している。大切な人を犯罪によって奪われた被害者遺族が、罪を犯した者に対して死刑を望む心情は十分に理解できるものである。しかし、必ずしも全ての被害者遺族が死刑を望むわけではないこともまたこれまでの当会会長声明で示したとおりである。死刑が、被害者遺族を含む社会全体が求める真相解明や謝罪、償いの道も閉ざしてしまふことがあることを、改めて痛感する。

日弁連は、2016年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、その中で、2020年までに死刑制度の廃止を目指すこと等を国に対して求めた。

当会は、日弁連とともに、これまで死刑執行の都度抗議を行い、会内外において公開シンポジウムや勉強会、意見交換会を重ねて死刑制度に関する理解や議論を深めてきた。そして2018年6月29日の定期総会において、死刑制度は廃止されるべきであるとの立場を明らかにする決議を採択し、その後も死刑執行の都度強く抗議し、国に対し、全ての死刑確定者に対する死刑の執行を直ちに停止することなどを求める会長声明を発表してきている。

当会は、今回の死刑執行に改めて強く抗議するとともに、国に対し、全ての死刑執行を直ちに停止し、死刑に関する情報開示や死刑制度を廃止した場合の最高刑の在り方についての議論を含め、死刑制度の廃止に向けた取り組みを直ちに開始することを求める。

2022年(令和4年)1月19日

宮崎県弁護士会

会長 谷口 渉

